

スローガンの意義Ⅱ

言うまでもなく、この報告で、非常に広範な討論の委細を全部述べることは、私の力にはおよばないことである。そこで、主要な点だけを、すなわち「公有化」の本質と共和制の創設その他を条件とする国有化に反対する論拠だけを概説することにつとめよう。それとともに、討論全体の中心には、プレハーノフの問題提起が立っていた——あれこれの思想傾向の根本的潮流をはっきり区分するという見地からしてつねに有益でもあればのぞましくもある、論戦上の鋭どさのおかげで——ことを指摘しておこう。

「公有化」の本質はなにか？ 地主の土地（もっと正確に言えば、すべての大私有地）をゼムストヴォあるいは一般に地方自治機関の手にうつすことである。農民の分与地と小所有者の土地は、彼らの所有するままにしておかなければならない。大領地は「収用」されて、民主的に組織された地方自治機関の所有にうつされる。このことは、簡単には、つぎのように言いあらわすこともできる。農民の土地は、農民の所有になるがよい、だが、地主の土地は、農民はゼムストヴォから、ただし、民主主義的なゼムストヴォから、これを賃借せよと。

私は、第一の報告者として、この草案にきっぱり反対の旨を表明した。それは、革命的でない。農民はそれに応じないであろう。もし共和制をもふくむ徹底的に民主主義的な国家体制、人民による官吏の選挙制、常備軍の廃止等がなければ、それは、有害である。以上が、私の主要な論拠であった。

私がこの草案を革命的でないと考えるのは、第一には、それには没収（買取金なしの収用）のかわりに収用一般が述べられていたからであり、第二には、そしてこれが重要なことであるが、この草案には、土地変革を実現する**革命的方法**への呼びかけがないからである。民主主義うんぬんの文句は、専制と人民とを協定させようとする偽善的な協定派であるカデットが、民主主義者と自称しているような時期には、まだまったくなにも述べるものではない。農民自身が、すなわちほかならぬ革命的農民委員会が、ただちにその場で**即時**土地を奪取せよ、そして農民自身が、全人民的憲法制定議会在が召集されるまで、それらの奪取〔**注参照**〕した土地を**管理**せよということを、スローガンとしてかかげないならば、土地変革のあらゆる方法は、農民革命ではなくて、自由主義的＝官僚的な改革に、カデットの改革に帰着するであろう。このスローガンを欠くならば、われわれがもつようになるのは、カデットの土地改革あるいは半ばカデットの土地改革の綱領であって、農民革命の綱領ではないであろう。

注) 私の草案では「没収した」と述べてある。同志ボリソフが、これは誤った定式化だと指摘したのは正しい。「奪取した」と述べるべきである。没収は、奪取を法的に承認し、それを法律によって確認したものである。われわれは没収のスローガンをかかげなければならない。それを実現するために、われわれは、農民に**奪取**を呼びかけなければならない。この、農民の奪取は、全人民的憲法制定議会によって承認され法制化されなければならない、憲法制定議会は、人民専制の最高機関として、この議会の公布する法律にもとづいて、**奪取**を**没収**にするであろう。

つぎに公有化には農民が応じないであろう。公有化とは、分与地はただでとりたまえ、

だが地主の土地にたいしてはゼムストヴォへ借地料を支払いたまえ、ということの意味する。革命的農民は、これに応じないであろう。彼らは、すべての土地を自分たちのあいだで分けてしまおうと言うか、それとも、すべての土地を全人民の所有にしようと言うであろう。公有化のスローガンは、革命的農民のスローガンにはけっしてならないであろう。もし革命が勝利すれば、そのときには革命は、けっして公有化にとどまることはできない。もし革命が勝利しなければ、そのときには「公有化」は、1861年の改革の型にならって、農民をもう一度ぺてんにかけることになるであろう。

私の第三の基本的な論拠はつぎのようである。公有化は、もし「民主主義」一般をその条件にし、とくに共和制と人民による官吏の選挙制とをその条件にしなければ、有害である。公有化は、地方権力機関、自治機関へ土地を引渡すことである。もし中央権力が、完全に民主主義的な権力（共和制その他）にならなければ、そのときには他方権力は、くだらないことについてだけ「自治的」で、洗面器をめっきする問題についてだけ自立したものとしてとどまりうるだけであり、また、たとえば、わが国のゼムストヴォがアレクサンドル三世の治世に「民主的」であった程度に、「民主的」なものとしてとどまりうるにすぎないであろう。ところが重要な諸問題では、とりわけ地主的土地所有のような根本問題では、非民主主義的な中央権力に対抗する地方権力の民主主義などは、おもちゃのようなものである。もし共和制と人民による官吏の選挙とがなければ、公有化は、たとえ中央権力がトレポフやドゥバソフの手中にあるばあいでも、地主の土地を選挙された地方権力に引渡すことを意味する。このような改革は、おもちゃ、しかも有害なおもちゃとなろう。なぜなら、トレポフとドゥバソフらは、水道や、電車その他の敷設権を選挙された地方権力にのこしておくであろうが、地主からとりあげられた土地を地方権力にのこしておくことはけっしてできないであろうからである。トレポフやドゥバソフらは、そのときには、これらの土地をゼムストヴォの「管轄」から内務省の「管轄」へうつし、農民は三度愚弄されることになるだろう。必要なことは、トレポフやドゥバソフらの打倒と、人民によるすべての官吏の選挙とを呼びかけることであって、このかわりに、あるいはこれ以前になにか自由主義的な地方改革のおもちゃのひな型をえがくことではない。

第 10 卷 P313~315 「ロシア社会民主労働党統一大会についての報告」

1906年5月に執筆

ポイント

民主主義うんぬんの文句は、専制と人民とを協定させようとする偽善的な協定派であるカデットが、民主主義者と自称しているような時期には、まだまったくなにも述べるものではなく、具体的で革命的なスローガンが必要である。

重要な諸問題では、根本問題では、非民主主義的な中央権力に対抗する地方権力の民主主義などは、おもちゃのようなものである。

必要なことは、トレポフやドゥバソフらの打倒と、人民によるすべての官吏の選挙とを呼びかけることであって、このかわりに、あるいはこれ以前になにか自由主義的な地方改革のおもちゃのひな型をえがくことではない。